

庄原市障害者福祉事業所通所助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者福祉事業所（以下「作業所等」という。）へ通所する障害者に予算の範囲内において通所助成金を交付し、当該障害者の経済的負担の軽減及び自立支援を図るため、当該助成金の交付に関し庄原市補助金交付規則（平成17年庄原市規則第46号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第 2 条 助成の対象者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する作業所等へ通所している在宅の障害者とする。

- (1) 障害者通所授産施設
- (2) 障害者小規模作業所
- (3) 地域活動支援センターⅡ型又はⅢ型
- (4) 就労移行支援事業所
- (5) 就労継続支援事業所
- (6) 自立訓練事業所
- (7) 生活介護事業所

2 助成対象の通所方法は、次のいずれかとする。

- (1) 公共交通機関
- (2) 自家用車（家族の送迎を含む。）又はバイク

(交付申請の手続)

第 3 条 助成金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に定める申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定するものとする。

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、次に掲げる区分に応じ、片道ごとに算出する。

- (1) 公共交通機関 自宅から作業所等までの最寄りの停留所間における旅客運賃の2分の1の額
- (2) 自家用車又はバイク 自宅から作業所等まで（他の通所方法に乗り換える

ときは、自宅又は作業所等から乗換場所まで)の距離1 km当たり(1 km未満は切り上げ。)10円

2 前項に定める区分を片道において併用するときは、いずれかの区分をもって算出する。

(助成金の支給)

第5条 助成金は、第3条に定める申請に基づき交付するものとする。

(助成金の返還)

第6条 市長は、助成金の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年3月31日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

以下 略